北総会第４０２号

北海道運輸局入札監視委員会規則を次のように定める。

令和８年３月２３日

北海道運輸局長

入　札　監　視　委　員　会　規　則

（趣　旨）

第１条　　本規則は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）の趣旨並びに「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 12 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ）及び「随意契約見直し計画」（平成 18 年 6 月国土交通省）における第三者機関の活用に係る定めを踏まえ、入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第２条　　委員会は、北海道運輸局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

一　　北海道運輸局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

二　　北海道運輸局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等のうち委員会が抽出したものに対し、次に掲げる事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。

イ　一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯

ロ　指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯

ハ　公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯

ニ　契約方式の選択

三　　次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。

イ　入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号）の適

用を受けるものに係るものを除く。）
ロ　指名停止又は警告若しくは注意の喚起
四　その他北海道運輸局長が審議を要すると認める事項

（委員会の委員及び任期等）
第３条　委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、北海道運輸局長が委嘱する。
２．委員会は、委員３人で組織する。
３．委員の任期は、１年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４．委員は、再任することができる。
５．委員は、非常勤とする。
６．委員の氏名及び職業は公表するものとする。

（委員長）
第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２．委員長は会務を総理し委員会を代表する。
３．委員長に事故のある時は、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（定例会議の開催）
第５条　第２条第１号及び第２号の事務に係る委員会（以下「定例会議」という。）は、委員長が招集し、原則として、年１回開催する。
２．第２条第３号の事務に係る委員会（以下「再苦情処理会議」という。）は、委員長が招集し、再苦情処理の必要に応じ開催する。
３．前２項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

（抽出の委任）
第６条　委員会は、第２条第２号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。
２．当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

（抽出方法）
第７条　抽出は、第１３条に基づく別記様式に定める入札・契約方式別の一覧表の中から、無作為の方法によって行う。

（意見の具申又は勧告）
第８条　委員会は、第２条第１号又は第２号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、北海道運輸局長に対して意見の具申又は勧告

を行うことができる。
２．委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行うものとする。

（再苦情処理）
第９条　委員会は、第２条第３号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。
２．委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を北海道運輸局長に報告するとともに、公表を行う。
３．前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね５０日以内に行わなければならない。

（委員の除斥）
第１０条　委員は、第２条第２号又は第３号の事務に関しては、自己又は３親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（秘密を守る義務）
第１１条　委員は、第２条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員会の庶務）
第１２条　委員会の庶務は、北海道運輸局総務部会計課が処理する。

（報告の様式）
第１３条　定例会議における報告及び再苦情の申立書の様式は、別記様式の定めるところによる。

（そ　の　他）
第１４条　この規則の実施要領は、総務部会計課長が定めるものとする。

１．この規則は、令和８年４月１日から施行する。